

○皇學館大学大学院学則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、皇學館大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

(使 命)

第2条 本大学院は、神宮皇學館大學の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(研究科、専攻及び目的)

第4条 本大学院に、次の表に掲げるとおり研究科、専攻及び課程を置き、専攻ごとに教育研究上の目的を定める。

研 究 科	専 攻	教育研究上の目的	課 程
文 学 研 究 科	神 道 学 専 攻	神道精神を身につけ、日本文化の歴史と伝統を研究することにより、神道に関わる深い造詣を有する神職及び広い視野から神道を研究する能力を有する人材を育成する。	博士課程
	国 文 学 専 攻	国語や国文学の文献・現象を適切かつ深く解釈する能力と、広い視野から独自の問題を見出してその研究を行う能力を有する人材を育成する。	
	国 史 学 専 攻	国史に関する史資料の正確な読解能力を鍛えるとともに、中正な歴史観の養成を通して、高度な研究能力と、深い歴史的洞察力を有する人材を育成する。	
教 育 学 研 究 科	教 育 学 専 攻	広い視野に立って教育諸科学の専門的知識を受け、教育学分野における研究能力を培い、また教育分野における高度な専門性が求められる職業を担うための専門的実践力を培うことを目的とする。 具体的には、(1)高度職業人としての教員の養成、(2)実践的な教育研究者の養成、(3)指導的教員の養成をめざす。	修士課程

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 4 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 5 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 6 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
文学研究科	神道学専攻	博士前期課程	3人	6人
		博士後期課程	2人	6人
	国文学専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人
	国史学専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人
教育学研究科	教育学専攻	修士課程	8人	16人

第2章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第6条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第3章 教育方法

(授業及び研究指導)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 専攻において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目)

第8条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 文学研究科神道学専攻の学生であって、神職の資格を取得しようとする者は、別表に掲げる科目の所定の単位を修得しなければならない。

(研究指導)

第9条 研究指導は、大学院委員会が学生の研究内容に応じて適任者として選定した者（以下「指導教授」という。）によって行うものとする。

(課程ごとの教育方法)

第10条 博士前期課程又は修士課程の教育は、所定の授業科目の授業を中心とし、併せて必要な研究指導を行うものとする。

- 2 博士後期課程の教育は、主として指導教授による研究指導によって行うものとし、所定の授業科目について16単位以上の修得を要するものとする。

- 3 前2項を補うための特別な措置については、大学院委員会の議を経て別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の2 博士前期課程、修士課程又は博士後期課程に入学する学生が、職業を有している等の事情により、第4条第5項及び第6項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、審査のうえ、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の標準修業年限を超える期間については、博士前期課程又は修士課程に入学する学生にあっては2年を、博士後期課程に入学する学生にあっては3年をそれぞれ超えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第11条 本大学院修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げ、これを大学院委員会が認めた場合は、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の授業科目及び単位について、指導教授が当該学生の教育研究上必要と認めたときは、各専攻とも8単位まで(教育学専攻においては4単位まで)他の専攻又は研究科の授業科目及び単位を履修したものを充てることができる。
- 3 第1項に定める要件のほか、教育学研究科生のうち現職教員及び社会人については、修士論文に代えて、特定の課題に関する研究レポートをもって審査に充てることができる。そのほか、必要な事項は、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第12条 本大学院の博士課程の修了の要件は、本大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学して46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたことを大学院委員会が認めた場合は、本大学院に3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、前項中「5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年間を加えた期間」と、「3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第17条第2項第2号から第5号までの規定により、大学院の後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合は、博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(学位の授与等)

第13条 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者には、修士(文学)又は修士(教育学)の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士(文学)の学位を授与する。
- 3 前項に定める者のほか、本学に博士の学位を請求して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも、

博士（文学）の学位を授与することができる。

4 学位審査の方法その他学位の授与に関する必要な事項については、皇學館大学学位規程に定める。

5 学位審査料は、在学中の者については徴収しない。

（教職課程）

第14条 各研究科の専攻に応じて、修士課程又は博士前期課程に第3項に掲げる表の学校種の専修免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

2 前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目及び単位を各研究科配当の関係科目のうちから、修得しなければならない。

3 免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		専修免許状の種類	免許教科
研究科	専攻		
文学研究科	神道学専攻	中学校教諭	宗教
		高等学校教諭	宗教
	国文学専攻	中学校教諭	国語
		高等学校教諭	国語
	国史学専攻	中学校教諭	社会
		高等学校教諭	地理歴史
教育学研究科	教育学専攻	小学校教諭	
		幼稚園教諭	
		中学校教諭	保健体育
		高等学校教諭	保健体育

第5章 入学・退学・除籍等

（入学の時期）

第15条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、秋学期から入学させることができる。

（入学手続）

第16条 本大学院に入学を希望する者は、所定の手続きを行い、入学判定に合格しなければならない。

2 入学に関する手続は、別に定める。

（入学資格）

第17条 本大学院の博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (7) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
(社会人入学)

第18条 本大学院に入学を希望する社会人には、別に定める選考による入学判定により、入学を許可することができる。
(外国人留学生)

第19条 大学院において、教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本大学院に入学を希望する者には、別に定める選考による入学判定により、外国人留学生として入学を許可することができる。
(転入学)

第19条の2 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を希望する者には、大学院委員会で選考のうえ、学長がこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を希望する者は、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 転入学を許可された者の、既に修得した授業科目の履修単位数の取り扱い及び所属学年については、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
- 4 転入学を許可された者が修了に要する本大学院での在学年数は、前項の規定により定められた所属学年に応じて、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
(休学・退学・除籍・再入学等)

第20条 病気その他の事由によって休学又は退学しようとする者は、所定の手続きにより願い出なければならない。

- 2 休学の期間は、原則として2年を超えることができない。
- 3 博士前期課程又は修士課程に在学し得る期間は4年、博士後期課程に在学し得る期間は6年を限度とし、この期間内に課程を修了しない者又は退学しない者は、除籍する。
- 4 正当な理由により退学した者が再入学を願い出たときは、大学院委員会の議を経て、これを許可することができる。
- 5 博士後期課程に3年以上在学して退学した者が、学位論文提出のため再入学を希望する場合は、退学後10年以内に限り、これを許可する。ただし、この場合においても、その在学期間は通算して6年を超えることができない。

第6章 特別研究生・委託生等

(特別研究生)

第21条 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者で博士後期課程に進まずに更に研究を続けようとする者又は博士後期課程を退学し、前条第5項による再入学をせずに更に研究を続けようとする者には、選考のうえ、特別研究生として在学を許可することができる。
(委託生)

第22条 公共団体その他の機関から、本大学院において、特定の研究分野の研究を委託された者には、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

(研究生)

第23条 本大学院において、特定の専門事項について研究を希望する者には、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第24条 本大学院の特定科目について履修を希望する者がいるときは、学生の授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修することを許可することができる。ただし、本学卒業生にあっては、選考のための検定を要しない。

2 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(関係規定)

第25条 特別研究生、委託生、研究生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 学費等

(入学検定料・入学金及び学費)

第26条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項のほか、入学検定料、入学金及び学費の納付及び免除などについては、本学学則の規定を準用する。

第8章 賞 罰

(賞 罰)

第27条 賞罰については、本学学則の規定を準用する。ただし、本学学則の準用にあたっては、全学教授会を大学院委員会に読み替えるものとする。

第9章 教員組織

(教育組織)

第28条 本大学院に、所要の教員を置く。

2 本大学院の教育研究に支障を生じない場合には、本学の学部及び研究開発推進センター等の教員（原則として教授以上の者）に、前項の教員を兼ねさせることができる。

3 第1項の教員には、所要の資格を有する者を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

第10章 運営組織

(運営責任者)

第29条 学長は、本大学院の管理運営を統轄する。

2 各研究科に、当該研究科の管理運営を主管する研究科長を置き、その基礎となる学部の長をもって充てる。

(大学院委員会)

第30条 本大学院に、大学院委員会を設ける。

2 大学院委員会については、皇學館大学大学院委員会規程に定める。

(研究科委員会)

第31条 本大学院各研究科に、研究科委員会を設ける。

2 研究科委員会については、各研究科委員会規程に定める。

第11章 施設及び設備

(研究室)

第32条 大学院学生の研究を促進するために、大学院学生の専用研究室を設ける。

(図書等の利用)

第33条 大学院の学生は、本学の附属図書館、研究開発推進センターの図書その他の設備を、それぞれの定めるところに従って利用することができる。

(専用閲覧室)

第34条 大学院学生の研究の便に資するため、附属図書館に大学院学生の専用閲覧室を設ける。

(学生寮)

第35条 大学院の学生で入寮を希望する者については、大学の学生寮に入寮させる。

第12章 事務組織

(事務組織)

第36条 大学院の事務を処理するために、所要の事務職員を置く。

2 前項の職員は、大学の職員に兼ねさせることができる。

附 則

本大学院学則に定めのない事項は、大学学則を準用する。

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本則第10条から第12条までの規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本則第4条、第5条、第13条及び第14条の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本則第4条、第5条及び第14条の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 本則第10条の2の規定にかかわらず、平成23年度以前の博士後期課程入学生については、従前のおりとする。
- 4 社会福祉学研究科は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科教育学専攻は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第8条第1項関係)

(1) 神道学専攻 (博士前期課程)

授 業 科 目		授業の形態	単位数
基礎科目	神道学研究基礎論	講義	2
	神道学研究法演習	演習	2
	神道学原論 I	講義	2
	神道学原論 II	同	2
	神道史原論 I	同	2
	神道史原論 II	同	2
基幹科目	神道思想特殊講義	講義	4
	祭祀学特殊講義	同	4
	神道史特殊講義 I	同	4
	神道史特殊講義 II	同	4
	神道史特殊講義 III	同	4
	神道史特殊講義 IV	同	4
	神道古典特殊講義	同	4
	宗教学特殊講義	同	4
	神道思想研究演習	演習	4
	祭祀学研究演習	同	4
	神道史研究演習 I	同	4
	神道史研究演習 II	同	4
	神道史研究演習 III	同	4
	神道史研究演習 IV	同	4
	神道古典研究演習	同	4
宗教学研究演習	同	4	
展開科目	課題研究 (研究指導)	演習	4

(備考) 基礎科目は「神道学研究基礎論」及び「神道学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

神道学専攻（博士後期課程）

	授 業 科 目	授業の形態	単位数
基礎科目	神道思想特殊研究	演習	4
	祭祀学特殊研究	同	4
	神道史特殊研究Ⅰ	同	4
	神道史特殊研究Ⅱ	同	4
	神道史特殊研究Ⅲ	同	4
	神道史特殊研究Ⅳ	同	4
	神道古典特殊研究	同	4
基幹科目	宗教学特殊研究	同	4
	特殊課題研究Ⅰ	演習	4
	特殊課題研究Ⅱ	同	4
	特殊課題研究Ⅲ	同	4

（備考）基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

（2）国文学専攻（博士前期課程）

	授 業 科 目	授業の形態	単位数
基礎科目	国文学研究基礎論	講義	2
	国文学研究法演習	演習	2
	国文学史概論Ⅰ	講義	2
	国文学史概論Ⅱ	同	2
	国文学原論Ⅰ	同	2
	国文学原論Ⅱ	同	2
	論文執筆作法講義	同	2
基幹科目	古典文学特殊講義ⅠA	講義	2
	古典文学特殊講義ⅡA	同	2
	古典文学特殊講義ⅠB	同	2
	古典文学特殊講義ⅡB	同	2
	古典文学特殊講義ⅠC	同	2
	古典文学特殊講義ⅡC	同	2
	近代文学特殊講義Ⅰ	同	2
	近代文学特殊講義Ⅱ	同	2
	国語学特殊講義Ⅰ	同	2
	国語学特殊講義Ⅱ	同	2
	漢文学特殊講義Ⅰ	同	2
	漢文学特殊講義Ⅱ	同	2

基 幹 科 目	古典文学研究演習ⅠA	演習	2
	古典文学研究演習ⅡA	同	2
	古典文学研究演習ⅠB	同	2
	古典文学研究演習ⅡB	同	2
	古典文学研究演習ⅠC	同	2
	古典文学研究演習ⅡC	同	2
	近代文学研究演習Ⅰ	同	2
	近代文学研究演習Ⅱ	同	2
	国語学研究演習Ⅰ	同	2
	国語学研究演習Ⅱ	同	2
	漢文学研究演習Ⅰ	同	2
	漢文学研究演習Ⅱ	同	2
展 開 科 目	課題研究（研究指導）Ⅰ	演習	1
	課題研究（研究指導）Ⅱ	同	1
	課題研究（研究指導）Ⅲ	同	1
	課題研究（研究指導）Ⅳ	同	1
	国文学特別講義Ⅰ	講義	2
	国文学特別講義Ⅱ	同	2

（備考）基礎科目は「国文学研究基礎論」及び「国文学研究法演習」を含む4単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は指導教員の課題研究4単位以上、合計30単位以上を修得すること。

国文学専攻（博士後期課程）

	授業科目	授業の形態	単位数
基 礎 科 目	古典文学特殊研究ⅠA	演習	2
	古典文学特殊研究ⅡA	同	2
	古典文学特殊研究ⅠB	同	2
	古典文学特殊研究ⅡB	同	2
	古典文学特殊研究ⅠC	同	2
	古典文学特殊研究ⅡC	同	2
	近代文学特殊研究Ⅰ	同	2
	近代文学特殊研究Ⅱ	同	2
	国語学特殊研究Ⅰ	同	2
	国語学特殊研究Ⅱ	同	2
	漢文学特殊研究Ⅰ	同	2
	漢文学特殊研究Ⅱ	同	2

基幹科目	特殊課題研究Ⅰ	演習	4
	特殊課題研究Ⅱ	同	4
	特殊課題研究Ⅲ	同	4

(備考) 基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

(3) 国史学専攻 (博士前期課程)

	授 業 科 目	授業の形態	単位数
基礎科目	国史学基礎論 (史学史)	講義	2
	国史学研究法Ⅰ (史料論)	同	2
	国史学研究法Ⅱ (資料論)	同	2
	関係外国史特殊講義	同	2
	国史概説	同	2
	古文書学	同	4
基幹科目	日本古代史特殊講義	講義	4
	日本中世史特殊講義	同	4
	日本近世史特殊講義	同	4
	日本近代史特殊講義	同	4
	日本現代史特殊講義	同	4
	特殊文献講義	同	4
	日本古代史研究演習	演習	4
	日本中世史研究演習	同	4
	日本近世史研究演習	同	4
	日本近代史研究演習	同	4
	日本現代史研究演習	同	4
特殊文献演習	同	4	
展開科目	課題研究 (研究指導)	演習	4
	関係外国史研究演習	同	2

(備考) 基礎科目は「国史学基礎論 (史学史)」を含む6単位以上、基幹科目は指導教員の講義科目及び演習科目各4単位を含む12単位以上、展開科目は課題研究4単位必修、合計30単位以上を修得すること。

国史学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目		授業の形態	単位数
基礎科目	日本古代史特殊研究	演習	4
	日本中世史特殊研究	同	4
	日本近世史特殊研究	同	4
	日本近代史特殊研究	同	4
	日本現代史特殊研究	同	4
	国史学特殊文献研究	同	4
基幹科目	特殊課題研究Ⅰ	演習	4
	特殊課題研究Ⅱ	同	4
	特殊課題研究Ⅲ	同	4

（備考）基礎科目は指導教員の特殊研究4単位以上、基幹科目は12単位必修、合計16単位以上を修得すること。

別表2（第8条第1項関係）

（1）教育学専攻（修士課程）

授 業 科 目		授業の形態	単位数
基礎科目	教育学特論	講義	2
	教職特論	同	2
	伝統文化社会特論	同	2
	現代コミュニケーション特論	同	2
専門分野	教育哲学特論	講義	2
	教育史特論	同	2
	教育社会学特論	同	2
	教育方法学特論	同	2
	教育課程特論	同	2
	教育心理学特論	同	2
	発達心理学特論	同	2
科目	個別教育分野	講義	2
	学校心理学特論	同	2
	学校・学級経営学特論	同	2
	教育臨床心理学特論	同	2
	教育評価・心理検査特論	同	2
	特別支援教育特論	同	2
	幼児教育特論	同	2
教科教育特論	同	2	

専 門 科 目	教 育 課 題 分 野	生徒指導・進路指導特論	講義	2
		学校カウンセリング特論	同	2
		教育相談特論	同	2
		環境教育特論	同	2
		国際理解教育特論	同	2
		身体運動教育特論	同	2
		スポーツ・健康学特論	同	2
研 究 科 目	演 習 ・	専門演習A（教育科学）	演習	2
		専門演習B（個別教育・教育課題）	同	2
		課題研究（研究指導）	演習	8
実 習 科 目		心理教育的アセスメント基礎実習	実習	2
		学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習	同	2

（備考）基礎科目8単位、専門科目12単位以上（「教育科学分野」、「個別教育分野」、「教育課題分野」の3つの分野のうち、主とする分野から6単位以上、その他の分野から6単位以上）、演習・研究科目10単位以上の合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

別表3（第8条第2項関係）

神職に関する科目

文学研究科（神道学専攻適用）

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
神道思想特殊講義	4		} 4単位必修	
神道古典特殊講義	4			
祭祀学特殊講義	4			
神道祭祀研究演習Ⅰ	4			
神道祭祀研究演習Ⅱ	4			
宗教学特殊講義	4			
神道教化特殊講義	4			
神社管理運営特殊講義	4			
神道福祉特殊講義	2			
神務実習	4			
神道史特殊講義Ⅰ		4		
神道史特殊講義Ⅱ		4		
神道史特殊講義Ⅲ		4		
神道史特殊講義Ⅳ		4		
計	38	16		選択4単位必修

別表4（第26条関係）

項 目	納 入 額
入 学 検 定 料	30,000円

別表5（第26条関係）

項 目	納 入 額
入 学 金	300,000円
学 費	
授 業 料	675,000円
教 育 充 実 費	100,000円
<p>(備 考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、転入学生にあっては、同年次生の金額と同額とする。 2 本大学学部の卒業生、本大学院修士課程及び博士前期課程の修了者並びに本神道学専攻科の修了者は、入学金は免除し、教育充実費は半額とする。 3 再入学の場合の入学金は、免除する。 4 博士後期課程に在学して所定の単位を修得し、博士の学位請求論文を受理された者の学位審査が、受理学期を越えて継続される場合、審査継続後の学期の学費を免除する。 5 博士後期課程に在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために在学を継続する場合、及び満期退学後に博士論文提出のため再入学する場合の授業料は半額とし、教育充実費は免除する。 	